

# 天徳寺宝衍考

——戦国後期の関東と織田・豊臣政権——

粟野俊之

はじめに

戦国後期の関東は、後北条氏の北進とこれに対する佐竹氏など北関東領主の対抗関係にあった。関東の戦国期において、後北条氏の存在が大きいことは言うまでもないが、古河公方と北関東の伝統的領主層の存在を無視することはできない。むしろ、関東戦国史を「後北条氏発展史」で語るのではなく、後北条氏に対抗した側からの考察も必要と考える。

戦国末期、後北条領国に包摂され、天正十八年（一五九〇）後北条氏滅亡にあたり当主が追放されながら、豊臣政権のもとでそのまま領主権を認められた大名は、佐野氏のみである。<sup>(1)</sup>ここに、佐野氏の存在的意義を見い出すのであるが、これに決定的役割を果たしたのが天徳寺宝衍である。宝衍は（結果的であるにせよ）織田・豊臣という中央政権との交渉をもち、さらに自から家臣となった人物であり、戦国末期の関東において、北関東の諸大名と中央政権との連絡役を果たし、少なからず関東に影響力を持った人物である。

本稿では、佐野氏の動向を中心として戦国後期における関東の状況の一端を明らかにし、天徳寺宝衍の動向を追いながら、織田・豊臣政権との関わりを中心として、彼が果たした役割を考えてみたいと思う。<sup>(2)</sup>

## 一 戦国後期の佐野氏と天徳寺宝衍

戦国後期の佐野氏は、豊綱・昌綱・宗綱・氏忠の時期にあたる。天徳寺宝衍<sup>(3)</sup>は、昌綱・宗綱の二代にわたり当主を補佐している。宝衍の出身については、豊綱の子(昌綱の弟)とする説と昌綱の子(宗綱の弟)とする説の二説がある。これについて、宝衍は佐竹方に「宗綱若輩与云、無越度様、毎度御懇切候之様ニ彌御取成所希候」と、昌綱の継嗣宗綱を若輩として「取成」を依頼していることから(戸村文書)、宗綱の弟説は成立せず、昌綱の弟で宗綱の叔父とするのが妥当である。

管見の限り、天徳寺宝衍の発給文書は一九点(うち奉書一点)、受給文書は三点確認される(末尾の文書目録参照)。ただし、11の書状は、署名が天徳寺了伯となっていること、内容そのものがきわめて異質なことから(歴代古案)、後世の偽作と考えられる。天徳寺了伯の名は、近世の軍記物にのみ見られ、当時の史料では確認できない。従って、確実な発給文書は十八点となる。昌綱の発給文書は十一<sup>(4)</sup>点、宗綱の発給文書は十三点とされることから考えても、残存状況はあるにせよ、その重要性が指摘できよう。宝衍の発給文書は、その立場により、1、2、6、7、12、13、19に区分され、宝衍の人生もほぼこの四つの時期に区分される。

それでは、以下天徳寺宝衍の動向を段階的に見ながら、その活動と位置について検討していくことにしたい。

佐野豊綱は、永禄二年(一五五九)死去し、その跡は嫡男昌綱が継承した。昌綱時代の佐野氏は、上杉氏と後北条氏との両属関係にあった。昌綱は、永禄三年の上杉謙信の第一次関東出兵の際上杉方となったとみられるが(上杉家文書)、謙信が永禄四年六月下旬、第一次出兵を終わって越後に帰国すると、上杉方から離叛し北条方となったとみられる。これにより、永禄四年十二月謙信の第二次関東出兵の時に佐野氏は上杉方の攻撃を受け、以後天正二年(一五七四)まで一〇回の佐野攻撃が知られる<sup>(5)</sup>。この間の佐野氏は、上杉氏に属すれば後北条氏の攻撃を受け、後北条氏に属すれば上杉氏の攻撃を受けるとい

況にあった。

この時期、天徳寺宝衍は永禄五年三月十四日北条氏照から（涌井文書）、天正元年十一月四日武田勝頼から書状を受けている（甲斐国志）。また、永禄十年正月宝衍が後北条氏に属したため謙信は佐野に出陣した（富岡家古文書）。宝衍の向背が、謙信による佐野攻撃の理由となっている。さらに、宝衍は永禄十一年四月五日、森伊豆守に朱印状をもって二〇貫文の地を宛行っている（石井善太郎氏所蔵文書）。これは、佐野家の当主昌綱にかわる宛行権の行使といえよう。このように、天徳寺宝衍は佐野氏の外交に重要な位置を占め、領内では当主を補佐して宛行状を発給するなど、佐野氏の一翼を担う存在であったといえよう。

佐野昌綱は、上杉謙信の天正二年佐野攻撃ののち四月八日死去した。昌綱の跡を継いだのは嫡男宗綱で、十五歳であったという。この年、関宿城は後北条氏の手落ち、翌天正三年二月には小山氏の祇園城が後北条氏の攻撃により落城し、小山秀綱は佐竹氏のもとに逃れた。下野南部は、直接後北条氏の脅威にさらされることになった。

このような状況の中で、天徳寺宝衍は佐野家を出奔し、上洛したと思われる。「佐野記」によれば、これは天正三年八月のこととされる。その時期については確実な史料はないが、天正初年であることはほぼ確実である。その理由としては、佐野昌綱の死去と佐野家中の対立が想定できようか。

## 二 織田政権と天徳寺宝衍

天正十年（一五八二）織田信長は甲斐武田氏を攻撃する。その直接の契機は、この年二月一日信濃の木曾義昌が信長に味方し、武田攻撃の先導を務めるといふ報が入ったからである。信長は、二月三日武田攻撃の諸將配置を、駿河口は徳川家康、関東口は北条氏政、飛驒口は金森長近と定め、伊奈口からは信長・信忠と定めた。信長の出陣は三月五日であったが、甲斐へ入

る前、三月十一日に武田勝頼は自刃し、武田氏は滅亡した。信長は三月二十九日武田領の知行割を行ない、甲斐国は河尻秀隆、駿河国は徳川家康、上野国と信濃国の小県・佐久二郡は滝川一益、信濃国は森長可ほかに与えられた（「信長公記」）。関東の一部である上野国が織田分国となったのである。滝川一益は、すでに三月二十三日信長からこのような知行割を伝えられていた。一益の役割は、「関東八州之御警固」と「東国の儀御取次」であった（同前）。一益はすでに知行割以前の三月二十八日、「上野国惣山伏中年行事」を極楽院に安堵している（極楽院文書）。一益は、北条氏政が信長へ数度にわたり使者を送った際、「取次」の役割を果たしている（「信長公記」）。織田政権の東国政策において後北条氏の存在は大きく、一益の上野国分封は、このような後北条氏との関係を考慮したものであろう。

滝川一益は箕輪城のち厩橋城に在城し、その役割を果たすが、その一端を担ったのが天徳寺宝衍であった。宝衍は、織田氏の武田攻撃に従軍したと考えられる。四月八日の太田道誉・梶原政景宛て信長書状に「尚天徳寺・大円坊可申候也」と見え（太田文書）、四月十六日の佐貫城主宛て一益書状に「被対天徳寺両通拝見仕候……猶委細之段天徳寺可有御演説候」と記されるのによれば（滝川文書）、宝衍は北関東の諸将のもとに使者として赴き、一益を補佐して織田政権との媒介を果たす役割を担っていた。それは、佐野氏のもとで近隣諸大名との外交交渉を行っていたことを前提とするものであり、宝衍はこの時期に上野国の一城主となっていたとみられる<sup>(7)</sup>。

六月二日本能寺の変が起こり、北条氏政のもとには六月十一日信長の死が情報としてもたらされた（高橋一雄氏所蔵文書）。後北条氏はただちに上野に出兵する。六月二十日宝衍は佐竹義重に北条方の出兵を撃退したことを報じているが（佐竹文書）、滝川一益は六月十九日の神流川の戦いで北条方に敗れ、いったん信州小諸へ逃がれ、さらに本領の伊勢長島に逃がれた。ここに織田分国は崩壊する。北条方はさらに信濃に進攻するが、宝衍は八月十九日これを佐竹義重に報じているから（同前）、一益と行動をとみにせず、関東の地にとどまったとみられる。おそらく、佐野家に帰参したと考えられ、宝衍は佐野宗綱を補佐し、再び外交交渉において活躍する。

この天正十年八月から北条と徳川は甲斐・信濃で対陣するが、十月二十八日和議が整った（木俣文書）。その条件は、甲斐・信濃は徳川のもの、上野は北条のものとし、家康は娘督姫を氏直に嫁がせるというものであった。家康の娘督姫と氏直の婚儀がとり行われたのは翌天正十一年八月十五日であった（「家忠日記」）。北条は徳川との同盟を契機として、積極的に北関東の領国化を図る。

これに対して、天正十一年から翌十二年にかけて佐竹義重・宇都宮国綱・結城晴朝・佐野宗綱など北関東の大名は、羽柴秀吉に使者を送り、秀吉に応ずる動きをみせる。また、北関東の諸大名は、独自に連合する。これらの動向は、北条氏の北進に對抗しようとするものであった。天正十二年六月二十日佐竹義重の重臣東義久が秀吉に返書を送った際、「巨細者、山上道牛口裏可有之候」と述べている（浄信寺文書）。山上道牛は佐竹の使者として秀吉のもとに赴いたとみられるが、道牛は佐野氏の家臣であり（福地文書）、彼は天徳寺宝衍のもとで北関東の諸大名と秀吉との連絡に当たっていたとみられる。宝衍は、北関東の諸大名と秀吉を積極的に結びつける役割を果たしていたといえよう。また、一方で宝衍は佐竹氏に対し佐野宗綱への「指南」と「取成」を依頼し（戸村文書）、さらに出馬を要請するなど（水府志料所収文書）、佐野家臣の立場では、宗綱を補佐して周辺の諸大名との外交交渉に当たっていた。

天正十二年北条氏政は宇都宮に進攻し、一方佐竹氏は小山を攻撃して両者は四月から七月にかけて、沼尻から岩舟間に対陣することになった。佐野氏は佐竹方として出陣したとみられるが、和睦が成立し、七月末両軍は陣を払った（皆川文書）。この年十二月二十日付で羽柴秀吉は佐野宗綱に徳川家康と北条氏直が秀吉に講和を求め、人質を差し出したことを報ずる書状を送った（佐野文書）。この書状は、翌天正十三年早春に佐野氏のもとに届いたであろう。ここに、佐野氏と秀吉の関係の緊密さが知られるが、しかし、この年佐野氏は大きな転機を迎えることになった。

天正十三年正月、佐野宗綱は館林城主長尾頼長との所領争いと家臣の不和により足利を奇襲攻撃するため少数で攻め込み、下彦間の須花城で討死した（青木氏蒐集文書）。その日付は正月一日という。これに対して北条方は直ちに佐野領へ進攻

し、二月頃には佐野領を征圧したと思われる。このような状況の中で、宗綱には男子がなかったため、佐野家の継嗣問題が起こり、佐野家臣団は佐竹派と後北条派に分裂して争ったと思われる。天徳寺宝衍は当然佐竹派の中心となったであろう。結局、佐野家は北条氏康の六男氏忠を宗綱の姉娘の婿として迎えることになった。ここに、佐野領は実質的に後北条領国の一部に組み込まれたと考えてよい。

後北条派の勝利により、天徳寺宝衍と彼に与同する家臣は、佐野家から退いたとみられる。宝衍は天正十三年十月十六日家臣飯塚兵部少輔の仕官を佐竹氏に依頼している（山崎文書）。このうち、宝衍は再び上洛し、豊臣秀吉の家臣となった。

### 三 豊臣政権と天徳寺宝衍

天正十四年（一五八六）以降、天徳寺宝衍は秀吉家臣として活動することになる。宝衍の主要な課題は、佐野家の再興にあったとみられる。

北条氏忠が佐野に着いたのは、天正十三年二月二十五日とされるが、<sup>(8)</sup> 確実なものではない。氏忠が正式に佐野家の後嗣となった時期については検討すべき余地がある。これに関連する次の史料がある（秋田藩家蔵文書）。

佐野事、無異儀之段尤候、自然之儀入魂専一候、家康事、種々縁辺等儀迄、令懇望候条、誓紙・人質以下堅相卜、令赦免候、然而関東之儀、近日差越使者、相立堺目、可属静謐候、若相滞族於有之者、急度可申付候条、其間之儀、聊尔之動不可有之候、委細相含山上道牛候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也

（天正十四年）  
五月廿五日

（朱印影）

塩谷彌六とのへ

本文書は、天正十五年十二月の豊臣秀吉による「惣無事」令に先行する関東・奥兩國停戦令と称すべきものであり、<sup>(9)</sup> この塩

谷氏宛てのほかは白河氏・佐竹氏にも同日付で同様な秀吉朱印状が発給されている。本稿の主題に即していえば、この秀吉朱印状の冒頭に「佐野事、無異儀之段尤候、自然之儀入魂專一候」とある点が問題となる。この「佐野事」とは何か。これから導びかれる結論は、佐野氏の家督を北条氏忠が継承することに対し、北関東の諸大名が承認し、これを秀吉自身が追認したものに他ならない。これは、佐野宗綱が秀吉に応ずる姿勢をみせていたこと、天徳寺宝衍が秀吉家臣となっていたことを前提とするものである。豊臣政権は、佐野氏の家督継承に介入することによって、関東諸氏に豊臣政権の意図を通知した。その本旨は、関東の諸大名間の領土紛争を停止し、領土確定のため山上道牛を使者として派遣するというものである。

すでに述べたように、山上道牛は佐野家臣で、天徳寺宝衍のもとで天正十二年には、佐竹氏の使者として秀吉のもとに赴いている。山上道牛は、宝衍が佐野家を退き上洛した際に行動をともしたとみられる。彼は「京都御使節」として、この年七月六日佐竹氏のもとに赴き、太田道誉のもとにも赴いたと推定される（江戸譜所収文書）。また、常陸下館城主水谷勝俊も、山上道牛下向の情報を得ていた（新編会津風土記所収文書）。道牛が秀吉の使者として北関東の諸大名のもとに滞在したことは確実であり、豊臣政権は佐野氏の継嗣問題を媒介として、旧知の山上道牛を使者として派遣し、豊臣政権の意図を北関東の諸大名に通知したのである。

このような豊臣政権の意図は、当然後北条氏にも伝えられたであろう。北条氏忠が佐野領に関して発給した初見文書は、天正十四年八月十日付で大蘆図書助及び落合図書に宛てたものである（小曾戸文書・落合文書）。その主旨は、佐野家臣からの証人（人質）の提出を命ずるものであるが、大蘆図書助の場合、実子か老齢の父親が八月二十日佐野を出発し、二十四日に小田原へ着くよう命じている。注目すべき点は、この氏忠書状の冒頭に「證人之儀、去正月以来休息候」とあることである。人質の召集は、この年正月から途絶えていた。その理由は未詳であるが、北条氏忠の佐野家督継承に対する豊臣政権の介入を想定することも可能である。先の五月二十五日付秀吉朱印状に「佐野事」が記されていることから、その可能性は高い。

八月十日付の氏忠書状は、豊臣政権が氏忠の佐野家督継承を承認し、諸大名の領土確定の方針を後北条氏のもとに使者を派

遣して通知したのちに発給されたと推定される。北条氏政が氏忠を佐野氏の後嗣として認め、正式に佐野氏を名乗らせるのは天正十四年十一月十日である（「小田原日記」）。この日氏忠は、大蘆雅楽助・落合図書に、五歳の実子の提出が決定したことを通知し、十二日の提出を命じている（小曾戸文書・落合文書）。

以上の経過から考えて、佐野家中では天正十三年秋までに北条氏忠を佐野宗綱の後嗣とすることが決定し、北条方は佐野家臣に対して小田原への人質の提出を命じた。しかし、豊臣政権の介入により氏忠の家督継承は遅れ、氏忠が正式に佐野家の家督を継承したのは天正十四年十一月十日であった。

天正十四年の時点で、豊臣政権は関東の諸大名の問題に介入し、戦国状況を抑止しようとしたことは確実である。実際、これ以降関東において目立った合戦がみられないという事実は重要である。天正十四年五月の豊臣停戦令による使者派遣は、豊臣政権が関東・奥羽の諸大名に対して具体的な方針を示す役割を果たした。これを受けて、関東・奥羽の諸大名は豊臣秀吉のもとに書状を送った。天正十五年十二月の「惣無事」令<sup>10</sup>は、このような天正十四年の状況を前提として、これ以後、関東・奥羽に対する豊臣政権の政策を徳川家康が中心として行うことを報じたものと位置づけることができる。

天徳寺宝衍は、この「惣無事」令発令以後、その動向が知られるようになる。天正十七年正月十九日の上杉景勝宛て宝衍書状は、足利城主長尾顕長に対する「取成」を依頼したものであり（上杉家文書）、同年七月十六日の蘆名家臣宛て宝衍書状は、伊達政宗の会津領有に対し、豊臣方の方針を通知したものである（会津旧事雑考）。また、同年には、宇都宮国綱へ使者を派遣している（小田部庄右衛門氏所蔵文書）。一方で、結城晴朝は「西口模様」について宝衍に使者を派遣し、「條々返答」がもたらされた（同前）。この返書が「添状」とされているのによれば、同時に豊臣秀吉の書状が発給されていたとみられる。晴朝は宝衍の返書の写を宇都宮国綱に送り、さらに佐竹氏へも使者を派遣してその「意趣」を伝えている。ここにも、豊臣家臣天徳寺宝衍と北関東の諸大名との緊密な関係がうかがえる。

天正十七年十一月三日徳川のもとへ北条方が沼田領真田分の名胡桃城を攻撃し乗取ったとの飛報がもたらされた（「家忠日

記〕。事態は直ちに徳川を經由して豊臣に提訴された。結局、秀吉は十一月二十四日付で、五か条から成る朱印状を北条氏直に最後通牒として発給することになる（北条文書）。この中で、十一月十一日天徳寺宝衍が上杉家臣木戸元齋に宛てた書状は、この間の事情が知られる重要な史料である（吉川金蔵氏所蔵文書）。その内容は多岐にわたるが、後北条氏に關しては、十一月四日今月中に北条氏政の上洛がない時は、来月二十日に陣觸があること、十一月十日には北条氏政の上洛がない時は、北条討伐の出馬を行うことを秀吉から直接知らされていた。そして、天徳寺宝衍は豊臣の「幡本」となり、關東については上杉景勝と「談合」すべしとの秀吉の意を受けていた。十一月二十八日秀吉は北条「誅伐」を佐竹氏・太田道与（譽）に通知した（佐竹文書・太田文書）。これに「猶天徳寺・石田治部少輔可申候也」とあるのによれば、同日付で天徳寺宝衍・石田三成連署副状が発給されていたとみられる。この副状については、「石田治部少輔方、天徳寺添状長文」であり、「氏直父子此上降参候共、不可有御赦免」を本旨とするものであった（武州文書）。豊臣方は、宝衍を通じてその意図を通知したのである。

#### 四 豊臣期の佐野氏と天徳寺宝衍

天正十八年正月後北条氏は籠城することを決定した。佐野氏忠が家臣に陣觸を發したのは正月十七日であり（山崎文書）、三月二十日には旧城である足柄城に在城していた（相州文書）。

天徳寺宝衍は、後北条氏攻撃に際し、東山道から信濃・上野へ進軍した前田利家・上杉景勝と行動をともしたと思われる。四月上野大胡領に出された秀吉禁制は天徳寺が奉者となっている（奈良原文書）。また、三月十九日には佐野家臣小曾戸氏に書状を送り、連絡を取り合っている（小曾戸文書）。佐野落城は四月二十八日とされるが、同日秀吉は浅野長吉に「佐野儀も、天徳寺者ニ相渡候由申来候」と報じており（浅野家文書）、佐野城は宝衍が請取った。その後、宝衍は六月初めから開始される忍城攻撃に参加した。忍城攻撃は、石田三成・大谷吉継・長束正家の豊臣直臣と、佐竹義重・宇都宮国綱・結城晴朝・多賀谷

重經・水谷勝俊などの北関東諸大名の軍勢により行なわれた。六月七日秀吉が加藤清正に宛てた書状で「忍城江者、石田治少輔ニ佐竹・宇都宮・結城・多賀谷・水谷・佐野天徳寺被相添、以弍万餘可被卷」と述べている（諸將感状下知状并諸士状写）。ここに佐野天徳寺とある点は重要であり、佐野城はすでに宝術が請取っていたこと、忍城攻撃が北関東諸大名の軍勢を一方の主力として行なわれたことを考えると、宝術は下野の大名佐野氏の当主として忍城攻撃に参加したとみてよい。忍城は七月十六日開城し、ここに後北条氏の支城は、すべて豊臣方が征圧した。

また、「佐野宗綱記」によれば、秀吉は天徳寺・山上道及（牛）に對し、関東の絵図作成を命じ、これにこたえて「関八州の城々・山川・大小道・難所迄」残らず絵図にして提出したという。このことは、七月六日の天徳寺宛て増田長盛書状により確認される（秋田藩家蔵文書）。

七月六日小田原城が開城すると、豊臣方は「奥羽仕置」のための会津下向を諸大名に通知した。秀吉は七月十七日小田原を出発し、同二十六日宇都宮に到着し、ここに十日間ほど滞在する。この間に、北関東・奥羽諸大名は宇都宮に出頭し、秀吉との間に正式に臣従関係を結ぶ<sup>11</sup>。天徳寺宝術も宇都宮に出頭し、正式に佐野家の当主として認められたものと思われる。それは、実質的に佐野家の再興を意味するものである。八月二十七日宝術は三浦元政に「佐野名跡之事ハ、関白様江奉任、今来年之間、愚老申付候」と報じ、宝術は一、二年の間佐野家を継ぎ、その後の継嗣は秀吉に委ねられていた（三浦文書）。

佐野家の当主となった宝術は、天正十九年閏正月九日領内の武士に對し、山上道牛を通じて、年貢率を田畑の状況に依じて決定すること、年貢の徴収を一、二年見合わせることを条件に開墾を奨励した（福地文書）。また、同年七月二十四日家臣高瀬紀伊守に知行地を宛行っている（山崎文書）。一方で、同年三月朔日宝術は古河公方家の連判衆・芳春院に返書を送っている（喜連川文書）。同年豊臣政権の意向により古河公方家の氏姫と小弓公方家足利国朝の婚姻が成立した。この宝術書状はこれに関するものであり、当時宝術は在京していたとみられる。豊臣家臣としての地位が知られる。

天正二十年宝術は富田知信の五男信種を養子に迎えた。信種は信吉と改名し、豊臣の姓を受け九月二十二日從五位下に叙任

された。<sup>(12)</sup>そして同日付で豊臣秀吉は、佐野信吉に佐野家の知行地三万九千石を安堵したのである(佐野文書)。宝衍の佐野家再興の夢は、ここに名実ともに果たされたのであった。彼は、慶長六年(一六〇一)七月二日に没した。

なお、天徳寺宝衍は佐野家の家督継承後佐野房綱と名乗ったとされるが、当時の史料では一貫して天徳寺宝衍と称しており、房綱改名の事実はない。

## おわりに

以上、不十分ながら天徳寺宝衍の動向を通じて、戦国後期の関東と織田・豊臣政権の関わりを考察した。すでに紙数も尽きたので、今後の課題を提示しておわりとしたい。

第一として、戦国期の佐野氏の動向とその領国支配を明らかにすることが必要である。これは、北関東諸大名に共通する課題といえよう。

第二は、関東と織田・豊臣政権との関わりの問題である。豊臣政権との関わりについては、近年の藤木久志氏の研究により明らかとなって来ているが、織田政権との関わりは、いまだ不十分といわざるをえない。天正十年の時点で、後北条氏は織田政権に組み込まれていた事実があり、関東の一部である上野は織田分国となった。天正十年以降の関東をどのようにとらえられるかという問題も含めて、織田・豊臣政権との関わりを一貫して追究することが必要であり、今後に残された課題は多い。

註 (1) 戦国期の佐野氏については、『佐野市史』上巻(杉山博氏稿)、杉山博氏「北条氏忠の下野佐野支配」(『駒沢史学』二五号)、『田沼町史』第六卷(影山幹男・京谷博次氏稿)がある。このうち、『田沼町史』第六卷は、佐野氏歴代の発給文書を集成し、政治動向

と領国支配を記述しており、紙数の限定はあるが、最もまとまったものといつてよく、天徳寺宝衍の動向も述べられている。

(2) 本稿では紙数の関係で、特別なものを除き史料の出典は割愛する。本稿で使用する史料は、『栃木県史』史料編中世一〜五、『佐

野市史』資料編1、『埼玉県史』資料編6、『神奈川県史』資料編3、『福島県史』七、『群馬県史』資料編7などに収められている。

(3) 天徳寺という寺院の所在については未詳。なお、天徳寺宝筒という人物の存在も知られる(鏝阿寺文書)。

(4) 『田沼町史』第六卷、二七二・二七七頁。

(5) 『佐野市史』上巻、五一六〜五二四頁。

(6) 滝川一益の厩橋移城は四月中旬という(『石川忠総留書』『前橋市史』第一巻、九七一頁)。

(7) 東京大学史料編纂所蔵猪俣文書「富永清兵衛覚書」に「一、瀧川合戦ニ而、安房守様御供申、御眼前ニ而高名貳つ仕候事、城主はてんとく寺殿」とある。

(8) 『田沼町史』第六卷、三一〇頁。これは同書三二九頁に紹介されている「佐野天徳寺日記」によると思われるが、この書は、近世の軍記物である。

(9) 拙稿「戦国末期南奥羽における伊達氏包囲網について」(地方史研究協議会編『流域の地方史—社会と文化—』雄山閣)。

(10) 藤木久志氏『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、三八頁以下を参照。

(11) 渡辺信夫氏「天正十八年の奥羽仕置令について」(戦国大名論集2『東北大名の研究』吉川弘文館)。

(12) 能福寺文書(『兵庫県史』史料編中世1、五九頁)。この文書は一般的に知られていないので、ここに紹介する。

佐野信吉叙位口宣案

天正廿年九月廿二日 宣旨

豊臣信吉

宜叙従五位下

藤人頭右大弁藤原頼宣奉

天徳寺宝筒発給文書目録

番号	年 月 日	署 名	宛 所	内 容	文 書 名	出 典
1	永禄十一 戊辰・卯・五 (天正十)	(朱印) 天徳寺宝筒(花押)	森伊豆守	宛行状	石井善太郎氏所蔵文書	『枋』四—三九七頁
2	・六・廿	天徳寺宝筒(花押)	太田(佐竹義重)	書状	佐竹文書	『枋』三一—四〇頁

天德寺宝衍受給文書目録

19	(文祿二) ・三・十一 五・廿一	宝衍(花押)	蓼沼日向守	書状	蓼沼文書	『柁』三一〇八頁
18	(文祿二) ・三・十一	宝衍(花押)	桜池院	書状	高野山桜池院文書	『柁』四一六八頁
17	(文祿元) ・二・二	宝衍(花押)	桜池院	書状	高野山桜池院文書	『柁』四一六八頁
16	(天正十九力) ・十・五	宝衍(花押)	桜池院	書状	高野山桜池院文書	『柁』四一六九頁
15	天正十九辛卯 ・七・廿四	(黒印)	高瀬紀伊守	宛行状	山崎文書	『柁』四一三〇頁
14	(天正十九) ・三・朔	天德寺宝衍(花押)	御連判衆・芳春院	書状	喜連川文書	『柁』二二五七頁
13	(天正十八) ・八・廿七	天德寺宝衍(花押影)	三浦左京亮(元政)	書状	三浦文書	『柁』四一三四頁
12	天正十八 ・卯	天德寺	大胡領	禁制	奈良原文書	『群』一〇三八頁
11	天正十八 ・四・十九	前天德寺了伯	小曾戸丹後守・同図書助	書状	歴代古案	『柁』三一二六頁
10	(天正十八) ・三・十九	天德寺宝衍(花押)	小曾戸丹後守・同図書助	書状	小曾戸文書	『柁』一一四一頁
9	(天正十七) ・霜・十一	宝衍(花押)	(木戸)元齋	書状	吉川金藏氏所蔵文書	『柁』三一二二頁
8	(天正十七) ・七・十六	宝衍(花押影)	金上平六郎他三名	書状	会津旧事雜考	『福』八五二頁
7	(天正十七) ・正・十九	宝衍(花押)	越府(上杉景勝)	書状	上杉家文書	『柁』三一八九頁
6	(天正十三力) ・十・十六	法印天德寺宝衍(花押)	佐竹中務大輔(東義久)	書状	山崎文書	『柁』四一三二頁
5	(天正十二力) ・五・十八	天德寺宝衍(花押)	佐金	書状	戸村文書	『柁』三一二八頁
4	(天正十一力) ・十・廿九	天德寺宝衍(花押影)	太田(佐竹義重)	書状	水府志料	『柁』四一三五〇頁
3	(天正十) ・八・十九	天德寺宝衍(花押)	太田(佐竹義重)	書状	佐竹文書	『柁』三一四〇頁

番号	年 月 日	署 名	宛 所	内 容	文 書 名	出 典
1	(永祿五)・三・十四	源三氏照(花押)	天德寺	書状	涌井文書	『柁』一一六三〇頁
2	(天正元)・十一・四	勝頼花押	天德寺	書状	甲斐国志	『柁』四一二九三頁
3	(天正十八)・七・六	増右長盛	天德寺	書状	秋田藩家蔵文書	『福』二五〇頁

〔出典略称〕『柁』『柁木具史』史料編中世、『福』『福島県史』七、『群』『群馬県史』資料編7